

○総務省令第 号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第 号）の施行に伴い、及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書等の様式)</p> <p>第十二条の七 法第八十六条の四第一項又は第二項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 令第八十九条第二項第二号の承諾書 別記第十六号様式の十二</p> <p>2 令第八十九条第二項第二号の証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>(衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書等の様式)</p> <p>第十二条の七 〔同上〕</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 令第八十九条第二項第二号イ及びロの承諾書 別記第十六号様式の十二</p> <p>2 令第八十九条第二項第二号イ及びロの証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員の選挙について適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。